

## TOPICS

### 経営者保証を外してもらいたい事業者が行っておくべき7項目

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」にしても、また民間金融機関の「伴走支援型特別保証制度」においても、一定の要件に該当すれば経営者保証を外せる仕組みがあります。

最近、民間金融機関におけるプロパー融資においても、経営者保証を外してもらえる事例が増えています。その傾向はどんどん強まっています。今回は、経営者保証を外してもらいたい事業者の方々のために、「経営者保証を外すために行っておくべきこと」についてお伝えします。

#### 1. 「経営者保証ガイドライン」の内容を把握しておく

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業庁と金融庁の後押しで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が事務局となり、経営者保証を提供せず融資を受ける際や保証債務の整理の際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として策定・公表されたガイドラインです。

現在、経営者保証を積極的に外している金融機関は、この「経営者保証ガイドライン」に従って外しています。「経営者保証ガイドライン」の内容を把握することで、どうすれば外せるのかが深く理解できます。

#### 2. 法人と個人のお金を分離しておく

役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る

#### 3. 財務基盤の強化(経常黒字化・資産超過)

財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み信用力を強化する

#### 4. 事業計画書の作成

将来的にも収益が確保できる根拠や、計画的に経営を行える企業という姿勢を見せる

#### 5. 積極的な情報開示

自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する

#### 6. 積極的にサポートしてくれる専門家を味方につける

金融機関の考え方や経営者保証ガイドラインに詳しい専門家(士業・コンサルタント)にサポートしてもらい金融機関との関係強化を図る

#### 7. 経営者保証の解除に積極的な金融機関と取引を始めておく

経営者保証解除に積極的な金融機関もあれば、消極的な金融機関もある。経営者保証解除に消極的な金融機関の場合、「経営者保証に関するガイドライン」の要件をクリアしてもまともに取り合ってもらえないため、経営者保証解除に積極的な金融機関と取引を行い、債務を全額肩代わりしてもらうようにする

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

[nakagawa@assist-ltd.co.jp](mailto:nakagawa@assist-ltd.co.jp)

